

電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令 参照条文

目次

○電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）（抄）	．．．．．	1
○電波法の一部を改正する法律（平成九年法律第四十七号）（抄）	．．．．．	1
○電波法の一部を改正する法律（平成九年法律第四十七号）による改正前の電波法（抄）	．．．．．	2
○放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）（抄）	．．．．．	2

○電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）（抄）

（参考人の陳述及び鑑定の要求）

第九十二条の二 審理官は、審査請求人、参加人若しくは指定職員の申立てにより又は職権で、適当と認めらるる者に、参考人として出頭を求めてその知つてゐる事実を陳述させ、又は鑑定をさせることができる。この場合においては、審査請求人、参加人又は指定職員も、その参考人に陳述を求めることができる。

（参考人の旅費等）

第九十五条 第九十二条の二の規定により出頭を求められた参考人は、政令で定める額の旅費、日当及び宿泊料を受ける。

（権限の委任）

第四百条の三 この法律に規定する総務大臣の権限は、総務省令で定めるところにより、その一部を総合通信局長又は沖縄総合通信事務所に委任することができる。

2 第七章の規定は、総合通信局長又は沖縄総合通信事務局長が前項の規定による委任に基づいてした処分について、審査請求及び訴訟に準用する。この場合において、第九十六条の二中「総務大臣」とあるのは、「総合通信局長又は沖縄総合通信事務局長」と読み替えるものとする。

（指定試験機関の処分に係る審査請求等）

第四百条の四 この法律の規定による指定試験機関の処分不服がある者は、総務大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、総務大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十七条の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。2 第八十三条及び第八十五条から第九十六条までの規定は前項の規定による審査請求に、第九十六条の二から第九十九条までの規定は同項の処分についての訴訟に、それぞれ準用する。この場合において、第九十条第二項及び第九十六条の二中「総務大臣」とあるのは「指定試験機関」と、第九十条第二項中「所部の職員」とあるのは「役員又は職員」と読み替えるものとする。

○電波法の一部を改正する法律（平成九年法律第四十七号）（抄）

附則

第四条 附則第一条第一項ただし書に規定する改正規定の施行前にされた改正前の電波法（以下「旧法」と

いう。)の規定による指定検査機関の処分については、旧法第百四条の四の規定は、当該改正規定の施行後もなおその効力を有する。この場合において、同条中「郵政大臣」とあるのは、「総務大臣」とする。

2 前項の規定によりなお効力を有することとされた旧法第百四条の四第一項の規定によりされた審査請求に対する裁決については、当該審査請求を総務大臣に対する異議申立てとみなして、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第四十七条の規定を適用する。

○電波法の一部を改正する法律(平成九年法律第四十七号)による改正前の電波法(抄)

(指定証明機関等の処分に係る審査請求等)

第百四条の四 この法律の規定による指定証明機関、指定試験機関又は指定検査機関の処分不服がある者は、郵政大臣に対し、審査請求をすることができる。

2 第八十五条から第九十六条までの規定は前項の規定による審査請求に、第九十六条の二から第九十九条までの規定は同項の処分についての訴訟に、それぞれ準用する。この場合において、第九十条第二項及び第九十六条の二中「郵政大臣」とあるのは「指定証明機関、指定試験機関又は指定検査機関」と、第九十条第二項中「所部の職員」とあるのは「役員又は職員」と、第九十六条の二中「異議申立てに対する決定」とあるのは「審査請求に対する裁決」と読み替えるものとする。

○放送法(昭和二十五年法律第三百三十二号) (抄)

(審査請求及び訴訟)

第百八十条 電波法第七章及び第百十五条の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による総務大臣の処分についての審査請求及び訴訟について準用する。